

夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議 議事要旨

| | |
|--|--|
| 会議名 | 第 4 期夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議（第 8 回） |
| 日時 | 令和 4 年 12 月 14 日(水)18 時 30 分～20 時 15 分 |
| 出席 | 山中ゆう子、米原立将、安部芳絵、段城孝彦、井村良英、小畑くるみ、千頭和正巳、黒田淑美、平野静香、小松佳世子、坂下香澄、佐藤米子、伊東祐也、千葉優和子、横内幸子、伊藤梓、大河原鳳臥、葛野智哉、松村咲 [事務局] 矢ノロ子ども家庭部長、五箇野子育て推進課長、平川、江利加藤保育課長、江頭保育振興担当課長、岡保育指導支援係長 |
| 欠席 | 畔田世紀子、田中光晴、田口美幸、園田智恵、栗原一雄、鈴木正明、松本零、石田千紘 |
| 配布資料 | 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議委員名簿 保育所等における利用定員変更のガイドラインの作成について 第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進のための提言（案） |
| 会議場所 | 立川市役所 302 会議室 |
| <p>1. 辞令交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員辞退にともない、千葉氏、横内氏を任命。 <p>2. 保育所等における利用定員変更のガイドラインの作成について（中間報告）</p> <p>(1) 事務局（保育課長、保育指導支援係長）からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童の解消により、今後は保育園の定員の見直しが課題となることから、判断基準を整理するためのガイドライン作りを行っている。 ・ 東京都の要綱改正により、認可定員を下回る利用定員を設定している園は、利用定員に基づく職員配置が可能となった。これにより、実情に合わせた職員の配置が可能となる。 ・ 地域需要の差はあるが、1・2 歳児に関しては待機児童が発生しうる状況で、3 歳児以上は年度当初から供給過多の可能性がある。 ・ 「立川市の保育のあり方に関する提言」でも、保育の需要に見合った定員変更、適切な保育の量の提供が示されている。 ・ 直近の年間平均在所率や同一地域の他の園に及ぼす影響等も考慮して、今年度中に利用定員変更のためのガイドラインを策定して、令和 6 年度から利用定員の変更を行ってきたい。 <p>(2) 委員からの質問・意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日や休日保育の需要についての質問。事務局からは、土曜には平日と比べても人数が少ない、休日保育については強い要望は来ていないと回答。 ・ 保育園の利用定員を減らした場合、保育所運営のための委託費が減るのか、子どもの目から見てどのように変わるのか質問。事務局からは、委託費は利用定員によって児童 1 人当たりの単価が決まっており大規模施設ほど低く設定されている。定員割れとなると経営的に厳しくなるので、利用定員を下げることによって経営の安定化が図られる。また、職員の配置は基準で定められているため、定員変更により水準が下がることはないと回答。 | |

- ・ 「立川市の保育のあり方に関する提言」では、子どもの数が減ってもできる限り質を担保しつつ、緩やかな形で保育士一人当たりの子どもの数を考えていこうというニュアンスを盛り込んでいる。今回の提言書にも配置基準の検討を入れている。ガイドラインの作成にあたっては、年間平均在所率を見るときに、クラスで見るとか施設全体で見るとかで異なるので、特に0歳児では乳児という定員で見た方がより実情に合うのではないか。
- ・ 0歳児が少なく、しかも0歳児の委託費の単価が高い。定員割れが起こるとその分の人件費を園で負担をせざるを得ない。23区では0歳児がいないという話も聞く。利用定員の変更は法人園としてはありがたい。
- ・ 保育士の負担軽減につながる利用定員の変更となるしくみにしていただきたい。
- ・ 保育の需要と供給にあたっては一時保育の利用も見ていただきたい。

3. 立川市保育園における医療的ケア実施に関するガイドラインの策定について（報告）

(1) 事務局（保育振興担当課長）からの報告

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年に施行され、地方公共団体は、医療的ケアを必要とする乳幼児とその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると定められたことにもとない、市内の認可保育園を対象とした保育園における医療的ケア実施に関するガイドラインを作成することとなった。
- ・ 医療的ケアは、特定行為と特定行為以外の医行為に二分され、前者は研修を受けた保育士が対応可能となり、後者は医療従事者でないと対応できない。
- ・ 本市では、平成16年ころから公立園を中心に医療的ケア児を受け入れてきた経過がある。現在は、公立園、法人立園ともに在籍児童がいる。
- ・ ガイドラインでは、医療的ケアが安心して行われるよう、子どもの特性や年齢に応じた成長や発達状況に合わせた保育環境の整備、現場と関係機関の連携を目的とした基本的な考え方を示す予定。
- ・ 今年度中に策定して、令和5年度からガイドラインに沿って実施していきたい。

(2) 委員からの質問・意見等

- ・ 医療的ケアの子どもの数についての質問。事務局からは保育園に通っている子どもは5名いるが、それ以外は把握していないと回答。
- ・ 保育園以外のところでのガイドラインについての検討について質問。事務局からは、認可保育園には看護師が配置されていること、加配といった人的環境が整えやすいことから検討を始めたと回答。
- ・ 学童保育所等でも検討していただきたいとの要望。事務局から、学校での医療的ケアについて教育委員会が検討していること、学童保育所については、積極的にガイドラインを作って受け入れする段階までには至っていないことを報告。

4. 提言書に向けたグループワークについて

(1) 各提言について質問や要望等の共有

① 提言1

- 児童館も子どもの大切な居場所であるため、「児童館にソーシャルワーク機能の拡充

を」追加した。

- 不登校の子どもも通えるような学校の中の教室以外の居場所について言及がない。4グループから提言4のなかに、時代に合わせた子どもの声と合わせた公共施設のあり方、役割の見直しを提案していると補足。
- 子どもの声や意見表明を尊重するを共通テーマとしているが、提言1の中で、子どもの声、意見表明を尊重するというのが具体的にあまり書かれていない。

② 提言2

- ヤングケアラーについて取り組むべき課題とあるが、何について取り組むのかわかりにくいので、もう少し具体的な表現がほしい。

③ 提言3

- 教育・保育の充実が進んできたのは量的な面であり、今後も求めていくのは質。
- 医療的ケア児の中間施設に関する記述を再考したい。発達凸凹といった表現はこれまで使ってきた経過があるので残す。
- 保育士・幼稚園教諭 1人当たりの子どもの数がどれくらいなら適正か具体的に書いた方がいい。
- 相談先としての具体的な職種を挙げてはどうか。

④ 提言4

- 公共施設のあり方役割、仕様書などの見直し、青少年健全育成の今後のあり方に関して具体的な記述が欲しい。
- 公共施設の中には指定管理者がいるところが多いと思うが、その選定に子どもの意見をどう反映するのかという視点があるといい。

⑤ 提言5

- 子ども・若者の権利に関する条例の制定を、とあるが、提言の具体的な記述に若者が書かれていない。議論が十分できていないのであれば、子どもの権利に関する条例の制定を、としてもいいのではないか。
- 子ども・若者とした場合、若者の中には親になっている層もいるため利益が相反する可能性が出てくる。そこまで視野に入れないと、双方の支援は難しい。

(2) グループワークによる改善点の共有

① 提言1

- 本文にある用語について、プレーパーク等注釈が必要なものがあるので追記したい。
- 学校の中でほっとできる場所について、追記したい

② 提言2

- ヤングケアラーの課題について、具体的にしたい。

③ 提言3

- 保護者の支援として、親同士の関係をつくることを入れたほうが良いとなったので、保育士等の配置基準の話を含めて追記したい。

④ 提言4

- 再考し、最終的には会長に一任したい。

⑤ 提言5

➤ 取り扱いについて、改めて検討したい。

⑥ 各グループで練り直したものを検討し、会長と事務局で調整を行う。

5. その他

(1) 委員からの報告

- ・ 佐藤委員より、たまがわ・みらいパークの「現代塵（イマジン）」として廃材でアート活動をしている田中梅夫さんの作品展示がグランデュオ立川で行われる。

(2) 事務局からの連絡

- ・ 提言書の修正稿のお願いをさせていただく。
- ・ 次回の会議は、日程調整のうえ追って連絡。